

鳥取縣公報

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第二十二号

市町村長

所管土木出張所を経由する文書は、特に規定があるもの

の外、次のように定める。

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

大正十五年六月鳥取縣訓令甲第二十二号は、これを廢止する。

右訓令する。

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、道路法第二十四條の規定によるもの

二、河川法第十七條及び第十八條の規定によるもの

三、上下水道の工事に関するもの

昭和二十三年十月二十二日 金曜日
第千九百五十四号

本書ノ大ヤマヘ圖を拂拂ム有ル

四、土木工事取締規則の規定によるもの

五、行政財産並びに普通財産の使用、產物採取、用途変

更、廢止に關するもの

六、砂防指定地取締規則の規定によるもの

七、發電蓄葉法の水利に關するもの

八、臨時建築制限規則の規定によるもの

九、市街地建築物法の規定によるもの

但し、第八項及び第九項については、當分の間、鳥取土木出張所及び郡家土木出張所は、これを除く。

告 示

◇鳥取縣告示第五百三十号

家畜傳染病予防法第七條の規定によつて次の日程により種鶏にたいし雞白痢検査を施行する。

00104

昭和二十三年十月二十二日 鳥取縣知事 西 尾 愛 治 記

月日 第一班 第二班 第三班

二〇、七 同 東伯郡下北條村

一九、八 同 西伯郡波日村

一六、九 同 大篠津村

一八、同 嵐津村

一九、同 彦名村

二〇、同 米子市久米町

二一、同 桂町

二二、同 博労町

二三、同 久米町

二四、同 八頭郡丹比村

二五、同 三朝村

二六、同 氣高郡東郷村

二七、同 高麗村

二八、同 社村

二九、同 大誠村

三〇、同 下鄉村

三一、同 南谷村

三二、同 長瀬村

三三、同 光德村

三四、同 高麗村

三五、同 豊美村

三六、同 行徳村

三七、同 西郷村

三八、同 大伊村

三九、同 滝谷村

四〇、同 岩倉村

四一、同 寶木村

四二、同 泊村

四三、同 逢坂村

四四、同 鳥取市

四五、同 岩美郡大岩村

四五、同 岩美郡福部村

四五、同 鳥取市

四五、同 岩美郡大岩村

四五、同 岩美郡福部村

00105

兒童福祉法第七十條により兒童福祉施設として次のように認可した。

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

施設の種別	施設の組織	施設名	氏名	所在地	定員
保育所	私立	久松保育園	江茂枝	鳥取市東町八〇	一一〇

◆鳥取縣告示第五百三十二号

昭和二十三年九月三十日迄に鳥取縣から交付した健康保険被保險者証で第一面に検認の標示及び縣印のないものは、昭和二十三年十一月一日から無効とする。

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◆鳥取縣告示第五百三十三号

大正十五年六月鳥取縣告示第百六十三号土木出張所設置規程を次のように改める。

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣公報 第九百五十四號 昭和二十三年十月二十二日

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣公報 第九百五十四號 昭和二十三年十月二十二日

九、前各号の外、特に命じた事項

六、縣費補助に係る土木工事に関する事項
七、市町村、その他公共團体又は私人の起業に係る土木工事に関する事項

八、行政財産並びに普通財産の使用、収益に関する事項

四、砂防の管理並びに工事に関する事項
五、建築統制事務に関する事項
但し、当分の間鳥取土木出張所及び郡家土木出張所は、これを除く。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

土木出張所設置規程

第一條 次に掲げる事務を掌理させるため、土木出張所を置く。

一、國道及び府縣道の管理並びに工事に関する事項
二、市道、町村道の監督に関する事項
三、施行河川、準用河川及び縣費支弁の河川、港湾の管理並びに工事に関する事項

四、砂防の管理並びに工事に関する事項
五、建築統制事務に関する事項
但し、当分の間鳥取土木出張所及び郡家土木出張所は、これを除く。

六、縣費補助に係る土木工事に関する事項
七、市町村、その他公共團体又は私人の起業に係る土木工事に関する事項

八、行政財産並びに普通財産の使用、収益に関する事項

第一條 土木出張所の名称、位置及び管轄区域は次の通りとする。

名 称 位 置 管轄区域

鳥取土木出張所 鳥取市東町 鳥取市、岩美郡、八頭郡一円

郡家同 倉吉同 東伯郡倉吉町 東伯郡一円

米子同 米子市東町 日野郡根雨町 日野郡一円

根雨同 日野郡根雨町 日野郡一円

米子同 東伯郡一円

米子市、西伯郡一円

附 則

この規程は、公布の日から、これを施行する。

大正十五年六月鳥取縣告示第百六十三号土木出張所設置規程は、これを廢止する。

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による保護等のため支出する費用の基準の一節を次のように改め、昭和二十三年十月一日からこれを適用する。

◇鳥取縣告示第五百三十四号

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による費用の額の算定方法別表診療報酬点数表による。但し算定方法に規定のないものについてはその実費とする。

農林水産業調査員を次のように任免した	
昭和二十三年十月二十二日	
新任者	解任者 職務執行の区域 任免年月日
西垣英太郎	西尾 武胤 鳥取市 昭和二十三年九月二十五日
滝山賀光	西垣 義昭 岩美郡小田村 同 九月一日

山本 次郎	田中 好昭	同	同
奥田 仁	田中 忠眠	同	同
塗原 淳一	漆原 直幹	八頭郡西郷村	同 九月十日
谷口 好徳	谷口 兵市	同	同
山根 玉城	森岡 武治	同若櫻町	同 十二日
山根國次郎	森岡 万藏	同	同
青木 壽男	青木 幸一	同	同
声高 保知	早瀬 俊男	同	同
藤原 幾治	川田 稔一	同	同
中澤喜八郎	中澤万角男	同	同
橋本安太郎	横川 光作	同	同
田中急代治	福井 一実	同	同 九月六日
山根 幸治	山根 節雄	同	同
吉田 勉	坂口作太郎	同	同
石黒 正	田中 衛敏	同	同
山本 茂美	山本勘十郎	同	同
中田 勤	永原 進	同	同

「第三」を次のように改める。
第三、医療のため支出する費用は左による。

一点単價については社会保険診療報酬算定協議会において決定した國民健康保険診療報酬の標準額による。

点数については昭和十八年二月厚生省告示第六十六号「健康保険法及び船員保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法別表診療報酬点数表」による。但し算定方法に規定のないものについてはその実費とする。

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

小斐 満雄 谷口 尚弘 同 同 同

榎田弥太郎 龜谷 峯夫 同 同 同

大前 勉 前田 豊 同 同 同

影井 信夫 前谷 繁次 同 同 同

角原 一男 角田 稔 同 同 同

長谷川貢一 坂田 宏 同 五十石村 同 同 同

生田 隆志 湯原 壽夫 同 同 八月一日

長谷川貞夫 赤尾 友彰 同 同 同

野口 卓巳 内田 好茂 同 同 同

中谷 勝俊 中谷 虎市 同 同 同

大塚 駿雄 大塚 庫一 同 同 同

伊塚 浩 堀尾 重正 同 同 同

中谷 勝俊 中谷 虎市 同 同 同

大塚 駿雄 大塚 庫一 同 同 同

伊塚 浩 堀尾 重正 同 同 同

中谷 勝俊 中谷 虎市 同 同 同

大塚 駿雄 大塚 庫一 同 同 同

伊塚 浩 堀尾 重正 同 同 同

中谷 勝俊 中谷 虎市 同 同 同

大塚 駿雄 大塚 庫一 同 同 同

伊塚 浩 堀尾 重正 同 同 同

令内省令第一号及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行つた資格審査の結果である。この表は最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受け取つたときはこれと取換え、取換えばならない。この掲示は少くも一ヶ月間繼續し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取換え、取換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて資格審査の完了した者の調査表は鳥取縣府に保管しこれを公衆の閲覧に供する。

四、何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することができる。

- 四、資格審査の結果は次の通りである
- | | |
|---------|----|
| 資格審査人員数 | 四名 |
| 非該当決定者 | 四名 |
- 審査を受けた公職及びその氏名

◆資格審査結果公告第三十七號
(自昭和二十三年十月十五日至同月二十二日)

昭和二十三年十月二十二日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は昭和二十三年勅令第一號及同第三號同年閣

00109

○農業共済組合理事

宇倍野村 川上 喬次郎

○町村普通公職者

倉吉町 岸田惣市
外江町 遠藤時義
旭村 太田勝美